

名古屋市立大学医学部附属病院群病院長候補者選考会議規程

(趣旨)

第1条 この規程は、名古屋市立大学医学部附属病院群病院長の選考等に関する規程（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第152号）第2条第2項の規定に基づく名古屋市立大学医学部附属病院群病院長候補者選考会議（以下「選考会議」という。）に関し必要な事項を定める。

（一部改正 令和6年達第123号）

(任務)

第2条 選考会議は、次に掲げる事項をつかさどる。

(1) 医学部附属病院、東部医療センター、西部医療センター、みどり市民病院及びみらい光生病院（以下「病院等」という。）の病院長（以下「病院長」という。）に求められる資質及び能力に係る具体的な基準を定めること。

(2) 病院長候補者を選考し、理事長に推薦すること。

（一部改正 令和6年達第123号）

(組織)

第3条 選考会議は、病院長選考を行う病院等ごとに設置することとし、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 理事のうち理事長が指名した者 1名

(2) 理事長が委嘱する学外の有識者 2名

(3) 医学研究科教授会において構成員から選出された者 1名

(4) 病院長選考を行う病院等の病院部長会又は運営協議会において構成員から選出された医師 1名

(5) 病院長選考を行う病院等の看護部長

(6) 病院長選考を行う病院等の病院管理部長（みらい光生病院にあっては病院管理部管理課長）

2 前項第2号の委員は、次の各号のいずれにも該当する者のうちから、役員会の議を経て理事長が任命する。

(1) 過去10年以内に公立大学法人名古屋市立大学と雇用関係にないこと。

(2) 過去3年間に於いて、年間50万円を超える寄附金、契約金等を公立大学法人名古屋市立大学から受領していないこと。

(3) 過去3年間に於いて、年間50万円を超える寄附を公立大学法人名古屋市立大学に対して行っていないこと。

3 委員の任期は病院長が任命されるまでとする。ただし、再任及び複数の選考会議の委員の併任を妨げない。

（一部改正 令和6年達第123号）

(議長)

第4条 選考会議に議長を置き、前条第1項第1号に規定する委員をもって充てる。

- 2 議長は、選考会議を主宰する。ただし、議長に事故がある場合は、あらかじめ議長が指名した委員がその職務を代行する。

(一部改正 令和6年達第123号)

(議事)

第5条 選考会議は、委員の3分の2以上かつ第3条第1項第2号の委員の1名以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

- 2 議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(一部改正 令和6年達第123号)

(意見の聴取)

第6条 議長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(公募)

第7条 選考会議は、病院長候補者となる適任者（以下「病院長候補適任者」という。）について推薦を公募する。

- 2 前項の公募において、選考会議は、次の各号に掲げる書類を提出させるものとする。

- (1) 推薦書（様式1）
- (2) 略歴書（様式2）
- (3) 所信表明書（様式3）

- 3 前2項の規定による推薦において、自薦及び他薦は問わないものとする。ただし、他薦をできる者は公募開始日の前日において引き続き6月以上、医学研究科又は病院等に在職する者のうち、教授（教授（診療担当）を含む。）の職にある者又は病院等の病院部長会若しくは運営協議会の構成員である者とし、他薦する際には必ず病院長候補適任者の同意を得た上で、行うものとする。

- 4 前項の規定にかかわらず、委員は他の委員との連署により病院長候補適任者を病院長候補適任者本人の同意を得たうえで推薦することができる。

- 5 前項の推薦においては、同一委員が2名以上の病院長候補適任者を推薦することはできない。

- 6 委員が病院長候補適任者に推薦された場合は、委員を辞任するものとする。

- 7 前項の規定により委員が欠員となった場合は、必要に応じて、新たに委員を補充することができる。ただし、第3条第1項第1号若しくは第2号の委員が欠けたとき又は委員が6名未満となるときは委員を補充するものとする。

(一部改正 令和6年達第123号)

(選考)

第8条 選考会議は、前条の規定に基づき推薦された病院長候補適任者の所信等を聴取した上で、原則として複数名の病院長候補者を選考し、理事長に推薦する。

- 2 選考会議は、病院長候補者を選考する際に、医学研究科教授会における信

任投票の結果を参考とする。

(庶務)

第9条 選考会議の庶務は、総務部人事課の協力を得て、病院長選考を行う病院等の病院管理部管理課において処理する。

(一部改正 令和6年達第123号)

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、選考会議に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規程は、発布の日から施行する。

2 次に掲げる規程は、廃止する。

(1) 名古屋市立大学医学部附属病院長候補者選考会議規程（平成30年公立大学法人名古屋市立大学達第84号）

(2) 名古屋市立大学医学部附属東部医療センター及び西部医療センター病院長候補者選考会議規程（令和2年公立大学法人名古屋市立大学達第116号）
附 則（令和6年公立大学法人名古屋市立大学達第123号）

1 この規程は、発布の日から施行する。

2 次に掲げる規程は、廃止する。

(1) 令和5年度に就任する名古屋市立大学医学部附属緑市民病院（仮称）病院長候補者選考会議規程（令和3年公立大学法人名古屋市立大学達第94号）

(2) 令和5年度に就任する名古屋市立大学医学部附属厚生院附属病院（仮称）病院長候補者選考会議規程（令和3年公立大学法人名古屋市立大学達第95号）